

申請手続き
が必要です

県内中小企業の皆様へ



最低賃金引き上げに伴う 県支援制度のご案内

石川県の最低賃金は、令和7年10月8日から70円引き上げられ1,054円になりました。
県では、物価高騰等で厳しい経営状況にある中小企業の賃上げを支援します。

石川県賃上げ環境整備 助成金

申請受付期間

令和7年 令和8年
10月17日(金)～1月16日(金)

今後の賃上げに向けて中小企業が行うITシステム導入や、従業員のスキルアップ研修などの取り組みに対し、その経費の一部を助成します。

対象者

県内事業所を有する中小企業(小規模事業者含む)で、従業員の賃金について、下記に定める賃上げを実施していること。※1人でも可

対象事業

令和7年4月1日(火)～令和8年2月9日(月)までに行った生産性向上、収益力強化のための新たな取組※既に実施済みの取り組みでも申請可

助成率

中小企業3/4、小規模事業者4/5

助成上限額

100万円

石川県被災小規模事業者 賃上げ支援金

申請受付期間

令和7年 令和8年
10月17日(金)～2月28日(土)

被災した小規模事業者に対し、従業員の賃上げに伴う支援金を支給します。

対象者

下記要件をすべて満たすこと

- 県内に事業所を有する小規模事業者であり、勤務する従業員の賃金について下記に定める賃上げを実施していること。
- 令和6年能登半島地震以降の被災により、県内事業所で半壊以上の被災判定を受けていること。
- 被災後の任意月の売上高が、被災前の同月の売上高と比較して3%以上減少していること。

支援金額

賃上げした従業員1人あたり5万円
(最大10人分 50万円)

従業員の賃上げ要件 (全て満たすこと)

- ①賃上げ前の時給は、984円～1,034円の範囲内であること
- ②令和7年4月1日～令和7年12月31日の期間で、時給70円以上の賃上げを行っていること
- ③週所定労働時間は20時間以上であること
- ④賃上げ後の賃金水準を1年以上継続する見込みであること

問い合わせ先

石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町



0120-678-670

※受付時間：午前9時から午後6時まで
(土、日および祝日は除きます。)

特設サイト

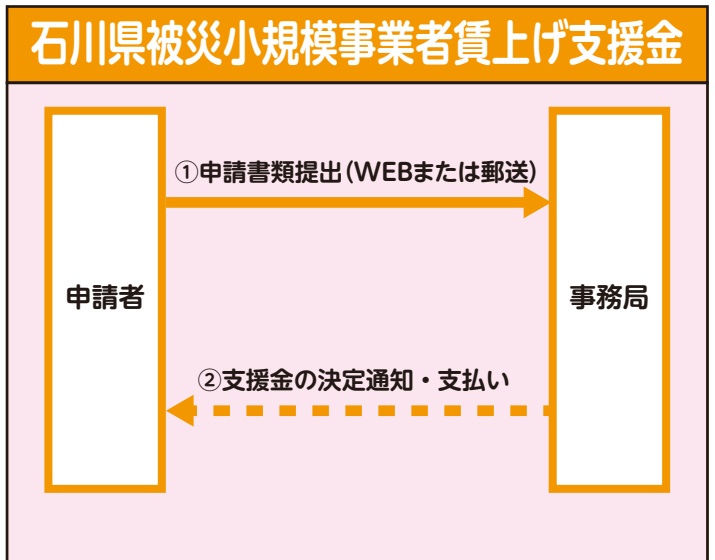
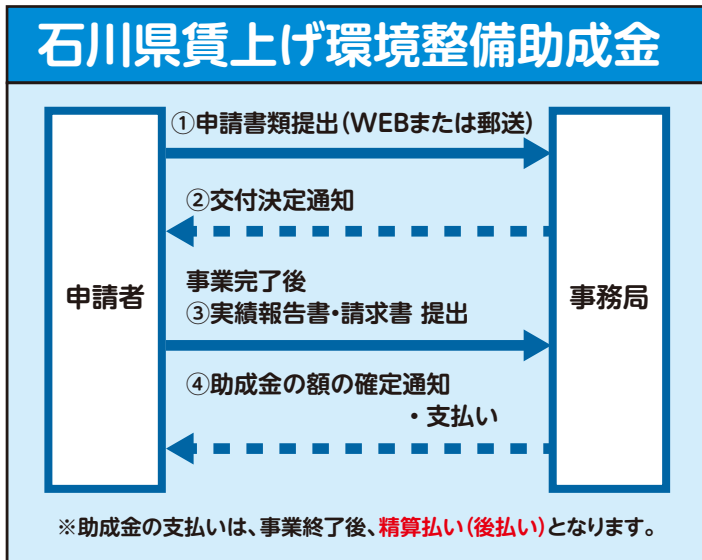
<https://ishikawa-chinageshien.pref.ishikawa.lg.jp/chinage01/>

※募集要領・申請方法等を掲載



こちらからアクセスできます。

申請の流れ



提出書類チェックリスト

※詳細は募集要領をご確認ください。

石川県賃上げ環境整備助成金

提出書類	①	石川県賃上げ環境整備助成金交付申請書 (第1号様式-1,2) ※電子申請の場合は不要	✓
	②	助成事業計画 (第1号様式 別紙1-1,2,3)	✓
	③	宣誓・同意書 (第1号様式 別紙2)	✓
	④	役員等名簿 (第1号様式 別紙3)	✓
	⑤	賃上げ事実が確認できる書類	✓
	⑥	対象従業員の雇用実態の分かる書類	✓
	⑦	事業実態の分かる書類	✓
	⑧	見積書、カタログ等	✓

石川県被災小規模事業者賃上げ支援金

提出書類	①	石川県被災小規模事業者賃上げ支援金 申請書(第1号様式) ※電子申請の場合は不要	✓
	②	対象従業員一覧 (第2号様式)	✓
	③	宣誓・同意書 (第3号様式)	✓
	④	役員等名簿 (第4号様式)	✓
	⑤	賃上げ事実が確認できる書類	✓
	⑥	対象従業員の雇用実態の分かる書類	✓
	⑦	事業実態の分かる書類	✓
	⑧	被災証明書(半壊以上)の写し等	✓
	⑨	売上高を確認できる書類(被災前後の 任意同月の2月分)	✓
	⑩	振込先口座情報の分かる書類	✓

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

中小企業の賃上げには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁・取引適正化を定着させることが重要です。法改正に伴い、名称変更のほか、規制内容や対象が拡大されます。

- ▶ 「取適法」の詳細は公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください。
- ▶ サプライチェーン全体で共存共栄の関係構築に取り組む
「パートナーシップ構築宣言」を作成しましょう。



取適法ガイドブック



パートナーシップ構築宣言